

厚労省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」を開催

厚生労働省は2月23日、都道府県や政令指定都市などの担当者を集め、「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」を開催、介護報酬改定や介護保険行政運営における留意点などについて説明を行いました。

「介護職員初任者研修」2013年4月より施行

ホームヘルパー研修は、現行の研修課程を簡素化し「介護職員初任者研修」（仮称）に見直されます。同研修は2013年4月より施行し、現行のホームヘルパー研修課程は13年3月に廃止されます。新しい研修課程の詳細なカリキュラム等については、3月末までに示されます。なお、新研修の施行以前のホームヘルパー研修修了者については、新課程移行後も訪問介護に従事できます。また13年3月末時点でホームヘルパー研修受講中で、未修了の者については、修了まで受講できる経過措置も設けられます。

ヘルパー上級資格受講ニーズへの対応

今回の報酬改定で訪問介護では、2級ヘルパーのサービス提供責任者を配置する事業所への減算が設けられ、13年3月末までに介護福祉士の資格取得やヘルパー1級、介護職員基礎研修を終了することが確実に見込まれる場合は、減算を適用しない経過措置も設けられました。これに伴い、それら研修の受講ニーズが高まることが見込まれるため、受講機会の十分な確保を努めるよう呼びかけました。

地域密着型サービスの市町村独自報酬

現行では、夜間対応型訪問介護と小規模多機能型居宅介護について、市町村が厚労省の認定を受けて、独自に報酬を設定できますが、介護保険法改正により4月からは、市町村が認定を受けずに独自に報酬を設定できます。なお、この独自報酬は加算方式で、50の倍数の単位数を、以下の上限の範囲内で設定します。独自報酬算定の要件は、本来の指定基準の内容を上回る要件とする必要がありました。また、全国一律の介護報酬での加算の要件を下回る条件で独自報酬を設定した場合、単位数は全国一律の加算の単位数を超えてはならない、としました。

※独自報酬（加算）の上限：定期巡回・随時対応サービス＝500単位／月、夜間対応型訪問介護＝300単位／月、小規模多機能型居宅介護＝1,000単位／月、複合型サービス＝1,000単位／月

福祉用具貸与の介護給付費明細書への記載コード

現状、福祉用具貸与の介護保険請求時に介護給付費明細書に記載するコードは、T A I SコードまたはJ A Nコードを基本とし、いずれもない場合は事業者が任意で付けたコードを記載することとしています。

今後、レンタル価格を含む介護給付費通知を全保険者へ普及させるため、給付適正化を一層推進することとなり、これに関連して、介護給付費明細書に記載するコードは、T A I SコードかJ A Nコードのいずれかであるべきとし、どちらも有しない福祉用具に限って、例外として任意のコードを認めることとする、という方針が示されました。

福祉用具サービス計画の様式

4月から福祉用具貸与／販売事業者に義務付けられる福祉用具サービス計画の様式は、各事業所ごとに定めるものでよいとし、全国福祉用具専門相談員協会の「福祉用具個別援助計画書」等を参考とするよう勧めました。